

# 武蔵野市 **子どもの権利条例** ができました



現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者、育ち学ぶ施設\*の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが、家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らせるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的に、「武蔵野市子どもの権利条例」を制定しました。

\*「育ち学ぶ施設」については2頁で詳しく説明します。



武蔵野市子どもの権利条例の全文

### 「子どもの権利」とは？

大人と同じように、子どももひとりの人間として、生まれたときから権利を持っています。すべての子どもは、かけがえのない大切な存在です。子どもが、いじめや虐待などを受けることなく、自分らしく、安心して過ごすことができるように、一人ひとりの権利が守られなければなりません。

### 子どもの権利条約との関係について

子どもの権利は世界的に児童の権利に関する条約（**子どもの権利条約**）として定められており、日本も1994年にこの条約を批准しています。武蔵野市子どもの権利条例は、国際的な条約の考え方を踏まえ、子どもが暮らすまちで、子どもの権利を守っていくためのものです。



子どもの権利条約カードブック (公益財団法人日本ユニセフ協会発行)

子どもの権利条約や日本国憲法などを踏まえ、市の条例は特に8つの子どもの権利を大切にしています。

- 自分らしく育つ権利 (条約第6条ほか)
- 遊ぶ権利 (条約第31条)
- 休息する権利 (条約第31条)
- 自分の意思で学ぶ権利 (条約第28条ほか)
- 自分の気持ちを尊重される権利 (条約第12条ほか)
- 差別されずに生きる権利 (条約第2条)
- 意見を表明し、参加する権利 (条約第12条)
- 安心して生きる権利 (条約第6条ほか)

※関連する条約の条文を(条約第〇条)と記載しています。

### 前文

条例の基本的な考え方やメッセージを「前文」として、条例の冒頭に示しています。

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。

子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。

子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。



子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。

子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。

武蔵野市は、**子どもの権利条約**に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。そして、次に掲げる **子どもたちのことば** が実現できるまちを目指します。

## 子どもたちのことば

わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

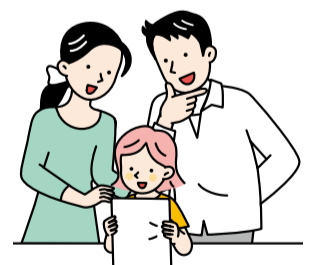
わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。



**子どもたちのことば**には、権利の主体である子どもたち自身の気持ちや願いが込められています。このことばは、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」のメンバーが考えました！



Teensムサカツ 2022春

# 武蔵野市子どもの権利条例の内容を紹介します

※条例の概要をまとめたものです

## 1 子どもの権利を保障するための役割

どんな役割を任うの？

### 市

市民、保護者、育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを進めます。



## 子どもの権利を守るために協力します



### 市民

子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。



### 育ち学ぶ施設

市、市民、保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を進めます。



### 保護者

子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保するよう努めます。



## 子どもを支える人々や施設を支援します

### 市民活動への支援

- 市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。

### 育ち学ぶ施設への支援

- 育ち学ぶ施設が行う子どもの権利を保障するための取組について、必要な支援を行います。
- 育ち学ぶ施設の関係者が研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。
- 育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。

### 保護者と家庭への支援など

- それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。
- 子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。

## 2 子どもの安全と安心の確保

子どもが安心して過ごすための取組みって？

### 第21条 子どもの安全

- 子どもを犯罪、事故などから守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を進めます。
- 子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。
- 子どもに関する事件または事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因の究明と再発の防止に取り組みます。



保育の様子



武蔵境ぼっぼ公園



### 第22条 暴力、虐待および体罰の防止

### 第23条 いじめの防止

子どもに対する暴力・虐待・体罰・いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

- 子どもが暴力、虐待、体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。
- 子どもに対する暴力、虐待、体罰の防止のため、市民と育ち学ぶ施設の関係者に対し、必要な啓発に努めます。
- 暴力、虐待、体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するため関係機関と協力し、必要な取組を行います。

- 子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、関係者が連携していじめの防止などに取り組みます。
- 子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、いじめられた子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。



いじめの防止対策をより推進するため、

- 「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めています。
- 「武蔵野市いじめ防止関係者連絡会」と「武蔵野市いじめ問題対策委員会」を設置します。

### 3 子どもにやさしいまちづくりの推進

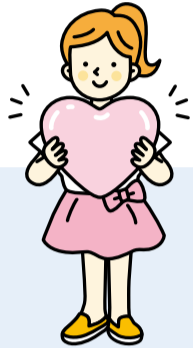
「子どもにやさしいまち」とは？

#### 第13条 自分らしく居られる場所

- 子どもが自分らしく、安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを進めます。
- 子どもが休息を必要とする場合に、活動を休み、多様な居場所で過ごすことについて、周囲の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。



コミュニティセンター



#### 第14条 年齢、発達などに応じた居場所

- 子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所を確保します。また、その居場所で支援を行う人材の育成に努めます。
- 子どもの利用する公共施設で、子どもとおとなが、お互いを尊重しながら居場所をともに利用できるよう、工夫に努めます。
- 育ち学ぶ施設では、子ども一人ひとりが大切にされる環境の整備に努めます。



境冒険遊び場公園



むさしのクレスコーレ



0123はらっぱ

#### 第15条 多様な学びの場

- 何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。
- 学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

#### 第16条 子どもからの相談

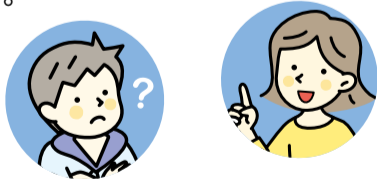
- 子どもが身近な場所で困りごと、不安に感じることを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを進めます。
- 子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。
- 子どもからの相談を受けた方が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。
- 子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備や子どもへの権利の学習を進めることなどに努めます。
- 子どもからの相談を受けた方は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。



#### 第17条 子どもの意見表明

子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

- 子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。
- 年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、子どもの意見を代弁するよう努めます。
- 子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。



Teensムサカツ 2022春

#### 第18条 子どもの参加

子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

- 子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときは、おとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。
- 子どもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを進めます。
- 育ち学ぶ施設では、施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れること、または子どもが参加や決定に関わることができるよう努めます。
- 子どもが利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。



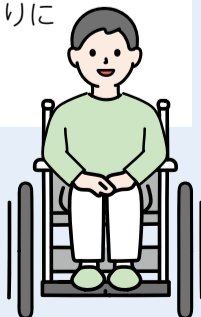
むさしの未来ワークショップ



Teensムサカツ 2022春

#### 第19条 子ども一人ひとりに合わせた支援

- 子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。



#### 第20条 子どもからおとなへの移行支援

- おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。



### 4 子どもの権利を守るための具体的な仕組み

市はどんな取り組みを行うの？

#### 第27・28条

#### 子どもの権利を守るための子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員

- 子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、子どもの権利擁護委員をおきます。
- 子どもの権利擁護委員をサポートする役割として、相談・調査専門員をおきます。



市内すべての子どもが対象です

#### 【子どもの権利擁護委員の役割】

- ・子どもや関係者からの相談に応じ、必要な支援をします。
- ・関係機関や当事者間の調整を行います。
- ・必要な場合は調査をします。
- ・子どもの権利の保障のため、市に意見を述べます。
- ・子どもの権利の普及啓発を進めます。

令和6年度中のスタートを目指して、検討・準備を進めていきます。

市、市民、育ち学ぶ施設の関係者は子どもの権利擁護委員の調査や調整に協力します。

#### 第30・31条

#### 条例を推進するための計画（子どもプラン武蔵野）

- この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（子どもプラン武蔵野）を定めます。
- 外部の委員で組織する武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が推進計画の実施結果の評価と検証を行います。
- 計画の評価・検証や実施結果について、必要に応じて、子どもと子どもの権利擁護委員の意見を聴きます。



子どもプラン武蔵野

中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」や、そのほかの取り組みを通じて、当事者である子どもの声を聴き、計画づくりに生かします。



Teensムサカツ 2022春

#### 第4・5条

#### 子どもの権利を知ってもらうための取組

- 市民や育ち学ぶ施設の関係者などに対し、子どもの権利の普及啓発を行います。
- 子ども自身が子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。

例えば…

毎年11月20日を「武蔵野市子どもの権利の日」とします

子どもの権利を知ってもらうための取り組みやイベントを行います。



武蔵野市子どもの権利条例に書かれている内容を解説したリーフレットや、子ども向けの広報物を作るなど多様な方法により、子どもと子どもに関わる施設や人へ、広く周知を行います。



子ども向け広報物「こどものけんりってなあに？」

#### 子どもプラン武蔵野の上位計画

令和6年度から始まる

#### 「第六期長期計画・調整計画」

中高生世代の皆さんが普段感じていることを聞かせてください。

- ▶日時：5月28日(日)午後1時～3時
- ▶場所：むさしのエコリゾート
- ▶申込：右記二次元コードから
- ▶問：企画調整課 ☎ 60-1801



## 市立小・中学校での子どもの権利を守るための取り組み

### ● 子どもの意見を尊重した授業の実施

- 学級活動や道徳科で、武蔵野市子どもの権利条例の理解啓発を行います。
- 児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定した授業を展開します。



教師は、「どうして」「なぜ」の問いが生まれる学習過程と「どうして」「なぜ」の問いかけを大切に授業づくりに努めます。

### ● いじめの防止に向けた取り組み

- 「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターに子どもたちの声を反映させたいじめ防止のスローガンを作成し、いじめ防止の意識を育みます。
- 定期的にアンケートを実施し、いじめを早期に発見します。

1学期にいじめに関する授業を実施し、子どもたちが話し合い、いじめ防止スローガンを決めます。2・3学期に、スローガンに対する振り返りを行います。



「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスター

### ● 学校内での子どもの居場所 不登校対策の推進

- 不登校は、どの児童・生徒にも起こり得ることと認識したうえで、児童・生徒一人ひとりが安心して生活できる学校づくりに取り組みます。
- 登校の声掛けや教室に入りにくい児童、生徒に寄り添った支援をする「家庭と子どもの支援員」を各学校に配置しています。

- 令和4年度からは、今まで利用時間が限られていた「家庭と子どもの支援員」が学校に常駐できるように「常駐型の家庭と子どもの支援員」を3校に配置しました。令和5年度には配置校を5校増やし8校で支援を行います。今後も配置校の拡充を検討し、学校内での居場所づくりに努めます。



市立小・中学校の取り組みのほか、市は、子どもに関わる人々や施設と連携を図りながら、子どもの権利を守る取り組みを進めていきます。